



Title	多国籍企業の法規制と統一体としての責任追及：裁判管轄権、実質法、抵触法、規律管轄権の観点から
Author(s)	田中, 美穂
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41952
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	た なか み ほ 穂
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 15124 号
学 位 授 与 年 月 日	平成12年3月24日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民事法学専攻
学 位 論 文 名	多国籍企業の法規制と統一体としての責任追及 -裁判管轄権、実質法、抵触法、規律管轄権の観点から-
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 松岡 博
	(副査) 教 授 渡邊 惇之 教 授 野村 美明

論 文 内 容 の 要 旨

多国籍企業はそれを構成する個々の企業ごとの法人格の壁を利用して、法的な責任追及や規制の影響をその構成単位たる一つの企業レベルに押しとどめ、他の構成単位はそれから免れさせようとしてきた。しかし、このような法的規律の間隙を縫う行為は公正な責任負担という点から問題があり、看過すべきものではない。そこで、本論文では、多国籍企業を法的に捕捉しようとする際に生じる、国際裁判管轄の問題（多国籍企業の一構成企業が地域的拠点としてある国で活動していることによって他の構成企業をもその国において訴えることが可能か）、実質法上の問題（多国籍企業の一構成単位たる子会社の行為に基づいてその外国親会社の責任を追及することが可能か）、抵触法上の問題（多国籍企業の一構成単位たる子会社の行為に基づく外国親会社への責任追及が如何なる法に従ってなされるのか）、規律管轄権に関する問題（ある国が多国籍企業の一構成単位たる自国企業に対してなした規制を外国関連会社にまで及ぼせるか）について、アメリカ、ヨーロッパ等の各国の法制度の比較法的分析、様々な事例・学説の検討を通じて考察を行った。

このような考察を行うにあたっては、最初に国際裁判管轄の問題を論じ、次に、実質法上の問題、抵触法上の問題、規律管轄権の問題をあわせて取り扱っている。そして、最後に、多国籍企業に法的規制を及ぼすに際しての、国際裁判管轄の問題、実質法上の問題、抵触法上の問題、規律管轄権の問題を総合的に論じ、多国籍企業の親会社等の責任が問われる根拠（例えば、強固な支配）は各問題局面によって如何に異なるのか、また多国籍企業に対する統一体としての責任追及の基盤となる企業間の関係の緊密性は各問題局面においてどの程度必要とされるのか、また法分野によって責任追及の結果に如何なる差異が生じるのか等を明らかにし、多国籍企業に対する責任追及をなし、或いは多国籍企業に規制を及ぼすにあたっての問題の解明を試みた。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、多国籍企業に対して、法的には各国の法律に基づいて設立された個々の企業を超えた統一体としての責任をどこまで追及できるかを、国際裁判管轄権、実質法、抵触法、規律管轄権（経済規制立法の域外適用）という観点から総合的に検討した論文である。

国際裁判管轄については、様々な進出形態をとる多国籍企業の活動を国際裁判管轄の決定においてどのように考慮すべきかを、日本、アメリカ合衆国、英国、ドイツ、EC（ブリッセル条約）の裁判例を中心に分析する。その上で、多国籍企業が子会社を通じてわが国で事業活動を行う場合には、法人格の相違を理由としてわが国における訴訟から、逃れるのを看過すべきではないと主張する。

つぎに、多国籍企業に対する責任追及について、不法行為事件における親会社への責任追及、破産事件における多国籍企業全体への責任追及、輸出管理関連立法の外国会社への適用、競争法の域外親会社への責任追及に関する、各国の注目すべき事例を紹介した上で、実質法と規律管轄権の分野において、統一体としての責任を追及しうるには、裁判管轄権の場合以上に、親会社の子会社への強固な支配という形にまで、高められることを必要とすると論じる。

多国籍企業に対する法規制の問題に関する、最初の包括的な業績であり、内外の裁判例を丹念に紹介、分析し、独自の視点を提供したものとして、この分野における基礎的研究として学会に対する貢献も高い優れた研究であり、博士（法学）の学位を授与するに十分値すると判断する。